

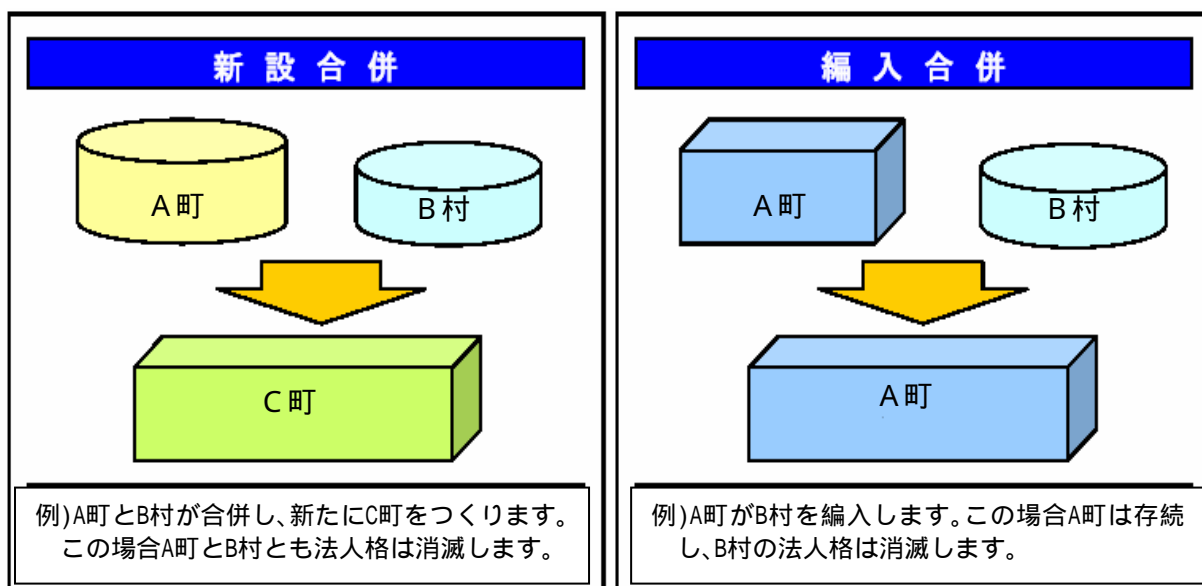
## 第2回幕別町・更別村・忠類村任意合併協議会資料

資料	合併の方式	1 ページ
資料	合併の期日	3 ページ
資料	新町の名称	4 ページ
資料	新町の事務所の位置、支所、出張所の位置	5 ページ
資料	財産の取扱い	6 ページ
資料	地域審議会の設置	9 ページ
資料	議員の定数、任期及び報酬の取扱い	11ページ
資料	地方税の取扱い	16ページ
資料	一般職員の身分の取扱い	18ページ
資料	特別職の身分の取扱い	23ページ
資料	各種証明手数料の取扱い	27ページ
資料	国民健康保険税の取扱い	28ページ
資料	介護保険料の取扱い	30ページ
資料	一部事務組合等の取扱い	31ページ
資料	住民負担とサービスの取扱い	32ページ

## 資料 合併の方式

市町村合併とは、地方自治法第7条第1項に規定する「市町村の廃置分合」の一形態を指し、また、市町村の合併の特例に関する法律(合併特例法)第2条第1項では、「2以上の市町村の区域の全部若しくは一部をもって市町村を置き、又は市町村の全部若しくは一部を他の市町村に編入することで市町村の数の減少を伴うもの」とされています。

合併の方式としては、新設合併(いわゆる対等合併)と編入合併(いわゆる吸収合併)の2つに分けることができます。『新設合併』は2つ以上の市町村が一緒になって新しい市町村をつくるかたちで、『編入合併』はある市町村の区域の全部または一部を他の市町村に編入するかたちです。



一般的に、規模がほぼ同等の市町村が合併する場合や、多くの市町村が一度に合併するような場合には新設合併の方式がとられ、規模が相当に異なる市町村が合併する場合には編入合併の方式がとられることが多いようです。

しかし、異なる規模の合併であっても、あえて「すべての住民が同じスタートラインにたって新しいまちづくりを行う」として、新設合併を選択した例や、対等の立場で議論を進めつつ合併方式としては編入合併を選択するという考え方もあります。

新設合併と編入合併の比較

		新設合併	編入合併
定義		2以上の市町村の区域の全部若しくは一部をもって市町村を置くことで市町村の数の減少を伴うもの。	市町村の区域の全部若しくは一部を他の市町村に編入することで市町村の数の減少を伴うもの。
法人格		新たに法人格が発生する。	編入する市町村の法人格が継続する。
合併市町村の名称		新たに制定する。	編入する市町村の名称とすることが多いが新たに制定することもできる。
事務所の位置		新たに制定する。	通常は編入する市町村の事務所の位置となる。
市町村の長		合併関係市町村の長は失職し、50日以内に設置選挙を行う。	編入する市町村の長は変わらず、編入される（消滅する）市町村の長は失職する。
議会の議員	原則	全員失職し、50日以内に設置選挙を行う。	編入される市町村の議員は失職する。定数が増えれば50日以内に増員選挙を行う。
	特例	定数特例 定数の2倍以内で設置選挙を行う。 在任特例 全員が最長2年間在任する。	定数特例 編入される市町村ごとに増員選挙を行う。 定数特例 + 定数特例 合併時に定数特例で増員選挙を行い、これに続く最初の一般選挙も定数特例により行う。 在任特例 編入される市町村の議員は、編入する市町村の議員の残任期間だけ在任する。 在任特例 + 定数特例 合併時に在任特例を適用し、これに続く最初の一般選挙を定数特例により行う。
農業委員会の委員	原則	全員失職し、新たに選挙及び選任する。	編入される市町村の委員は失職する。
	特例	選挙による委員のうち、合併市町村の農業委員会の委員の被選挙権を有する者は10～80人の範囲で1年以内の間、在任できる。	編入される市町村の委員（選挙）のうち、合併市町村の農業委員会の委員の被選挙権を有する者は40人の範囲で、編入する市町村の委員の残任期間在任できる。
特別職の職員		消滅する合併関係市町村の特別職の職員は全員失職する。（新たに選任する。）	編入される（消滅する）市町村の特別職の職員は全員失職する。
条例・規則		消滅する合併関係市町村の条例・規則は全て失効する。（新たに制定する。）	編入する市町村の条例・規則を適用する。（合併に伴い必要な改正を行う。）

## 資料 合併の期日

合併の期日とは、合併協定書を締結した日や各市町村議会が廃置分合の議決をした日ではなく、道議会の議決や国への所要の手続きを経た後、実際に合併する日のことをいいます。

合併の期日決定については、住民との意見交換及び合意形成に要する期間、住民生活への影響、合併時に予定される事務事業又は公的行事との関係、協議会の協議の進捗状況、首長・議会議員の任期、合併時の事務処理・引継ぎの利便性等を総合的に勘案して判断することが必要です。

### 1 合併期日決定の留意事項

合併特例法による財政支援を受けることとすると平成17年3月31日までに合併をする必要がある。

合併するためには、両町の各議会における合併の議決、県知事への申請、県議会での議決、知事の決定、知事から総務大臣への届出、総務大臣の告示などの様々な手続きが定められており、この期間として約6カ月程度の事務的な期間が必要である。

住民サービスの事務執行上(現在の電算処理システムの移行及び決算処理等)、住民に支障の少ない時期を想定して定めることが必要である。

### 2 合併までの流れ

<p>任意合併協議会での協議</p> <p>↓</p> <p>法定協議会の設置</p>	<p>約2 カ 月</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 基本的事項、まちづくりの方向性</li> <li>・ 3町村合併の意義</li> <li>・ 行政サービスと住民負担の比較検討</li> <li>・ 住民の意向把握</li> </ul>
<p>↓</p> <p>合併協定書の調印</p> <p>3町村議会での合併の議決</p> <p>知事への合併申請</p> <p>道議会の議決と知事の決定</p> <p>総務大臣の告示</p> <p>新町の誕生</p>	<p>約14 カ 月</p>	<p>法律に基づき議会の議決を経て設置し、市町村建設計画や協定項目を協議。</p> <p>協定項目</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 合併の方式</li> <li>・ 合併の期日</li> <li>・ 新町の名称</li> <li>・ 新町の事務所の位置</li> <li>・ 議員の定数及び任期の取扱い</li> <li>・ 特別職の身分の取扱い</li> <li>・ 地方税の取扱い</li> <li>その他計約23項目</li> </ul>
	<p>約6 カ 月</p>	<p>合併申請及び特例事項を、議会で議決。その後、知事に合併を申請。知事は道議会の議決を経て合併を決定し、総務大臣へ届出を行う。総務大臣が告示を行い、合併の効力が生じる。</p> <p>合併の準備</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 事務調整票作成</li> <li>・ 条例、規則等の整備</li> <li>・ 電算システム統合</li> <li>・ 庁舎等の改修</li> <li>・ 各課の事務引継ぎ</li> <li>・ その他、必要な準備、調整等</li> </ul>

## 資料 新町の名称

新設合併の場合、新たに法人格が発生するため、新しい市町村の名称が必要となります。

これに対し編入合併の場合は、基本的に編入する市町村の名称を使用しますが、新たな名称に変更することもできます。

具体的な名称については、従来は関係市町村の名称の一部を単純に合わせたものが多かったようですが、最近はその地域の歴史・文化や地理的特性、名称の知名度・定着度、住民公募の結果等から住民の一体感を醸成しやすく、対外的にも覚えやすい名称を選定することが多いようです。

### 新町の名称の決定方法の例

#### 1 公募方式

各市町村の住民から名称を公募し、多数となった名称について、合併協議会で協議・決定します。

#### 2 アンケート方式

合併協議会小委員会（または学識・有識者からなる検討委員会）を設置し、名称の候補を選定した上で、住民アンケート調査を実施し、上位となった名称について合併協議会で協議・決定します。

#### 3 小委員会方式

合併協議会小委員会を設置し、名称の候補を選定し、合併協議会で協議・決定します。

#### 4 各市町村持ち寄り方式

各町村が名称案を持ち寄り、合併協議会で協議・決定します。

## 資料 新町の事務所の位置、支所、出張所の位置

新設合併の場合は、合併関係市町村が消滅するため、合併市町村長の職務執行者が組織機構を設置することとなりますが、その準備については、事務運営に支障が生じないように合併関係市町村で十分協議を行っておく必要があります。

新設合併の場合は、合併期日に組織条例や定数条例を専決処分で施行することになりますので、合併前に条例案を準備しておく必要があります。

### 本庁組織について

地方自治法第158条第7項の規定により、住民の福祉の増進、運営の合理化、規模の適正化などに配慮のうえ、市町村の部課について条例で定める必要があります。

### 支所等について

支所、出張所の取扱いについて、その位置、名称、機構、業務内容、所管区域等に関して、合併関係市町村で協議しておく必要があります。支所等の業務内容については、従前と変わらない窓口サービスを行うとともに、高齢者の多い地域の支所には福祉部門を設置するなど地域事情に配慮した機能を検討することも必要です。

なお、地方自治法第155条第2項の規定により、支所、出張所等の位置、名称及び所管区域は、条例で定める必要があります。

### 【参考法令】

#### 地方自治法第158条

7 市町村長は、その権限に属する事務を分掌させるため、条例で必要な部課を設けることができる。この場合においては、第2条第14項及び第15項の規定の趣旨に適合し、かつ、他の市町村の部課の組織との間に権衡を失しないように定めなければならない。

#### 地方自治法第2条

14 地方公共団体は、その事務を処理するに当つては、住民の福祉の増進に努めるとともに、最少の経費で最大の効果を挙げるようにしなければならない。

15 地方公共団体は、常にその組織及び運営の合理化に努めるとともに、他の地方公共団体に協力を求めてその規模の適正化を図らなければならない。

#### 地方自治法第155条

1 普通地方公共団体の長は、その権限に属する事務を分掌させるため、条例で、必要な地に、都道府県にあっては支庁（道にあっては支庁出張所を含む。以下これに同じ。）及び地方事務所、市町村にあっては支所又は出張所を設けることができる。

2 支庁若しくは地方事務所又は支所若しくは出張所の位置、名称及び所管区域は、条例でこれを定めなければならない。

3 第4条第2項の規定は、前項の支庁若しくは地方事務所又は支所若しくは出張所の位置及び所管区域にこれを準用する。

### 【実例・通知】

本法において支所と称するのは、市区町村内の特定区域を限り主として市町村事務の全般にわたって事務を掌る事務所を意味し、土木、勧業その他特定の事務のみを分掌させる事務所は、法にいう支所ではない。

法に規定する支所である限り出張所等の他の名称を使用することは適当でない。

支所は市町村内の特定区域を限り主として市町村の事務全般にわたって掌る事務所であり、出張所は住民の便宜のために市役所又は町村役場まで出向かなくてもすむ程度の簡単な事務を処理するために設置するものである。

## 資料 財産の取扱い

### 主な公有財産

区 分			幕別町	更別村	忠類村	合 計
行政財産	土地	m <sup>2</sup>	16,124,805	2,877,283	9,256,369	28,258,457
	建物	m <sup>2</sup>	171,937	71,211	40,367	283,515
普通財産	土地	m <sup>2</sup>	267,054	792,920	11,630,108	12,690,082
	建物	m <sup>2</sup>	2,207	1,091	641	3,939
山林	面積	m <sup>2</sup>	12,309,000	11,501,203	10,935,900	34,746,103
	立木貯蓄量	m <sup>3</sup>	184,466	198,267	203,883	586,616
出資による権利		千円	894,863	186,382	23,507	1,104,752
有価証券		千円	58,900	61,740	15,130	135,770
基金	土地	千円	168,105	18,971	28,549	215,625
	現金	千円	3,150,142	3,470,930	1,484,727	8,105,799

### 地方債残高

(千円)

区 分	幕別町	更別村	忠類村	合 計
一 般 会 計	21,100,609	5,899,942	3,643,349	30,643,900
国民健康保険 特 別 会 計		20,684		20,684
簡 易 水 道 特 別 会 計	859,436	68,279	628,497	1,556,212
公 共 下 水 道 特 別 会 計	9,338,277	1,105,725	787,051	11,231,053
個 別 廃 水 処 理 特 別 会 計	582,762			582,762

地方公共団体の「財産」には、公有財産、物品、債権、基金の4種類があります。

#### 1 公有財産

- ・ 財産のうち公有財産とされているものは、地方公共団体が保有する不動産、特定の動産、物権、無体財産権、有価証券、出資による権利などです。
- ・ 公有財産は、行政財産と普通財産に分類され、行政財産は、庁舎などの自らの事務事業のため直接使用する公用財産と、道路、公園、学校のように住民の利益のため共同利用させる公共用財産とに分類しています。また、特定の行政目的がなく所有している財産を、普通財産と呼んでいます。
- ・ 行政財産は、原則的に貸し付け、交換、売り払いや私権の設定ができないのに対し、普通財産はこれらを行うことができます。
- ・ 有価証券とは、株券、社債券及び地方債証券並びに国債証券その他これらに準ずるものをいいます。
- ・ 出資による権利とは、特定の法人又は組合に対して、その資本金、基金等の一部として金銭その他の財産を提供することをいい、社団法人への出資、財団法人への出捐金を含みます。

## 2 物品

- ・ 物品とは、地方公共団体が所有する動産をいいます。
- ・ 地方公共団体が所有する物品は、多種多様であり、その使用形態、品質、耐久度及び使用目的によって区分されています。
- ・ 自動車など比較的長期間にわたってその形状又は性質を変更することなく反復使用することができるものは備品として区分されます。

## 3 債権

- ・ 地方公共団体における債権とは、金銭給付を目的とする地方公共団体の権利をいいます。
- ・ したがって、債権の範囲は、地方税、分担金、使用料等の公法上の収入金にかかる債権、物件の売払い代金、貸付料等の私法上の収入金にかかる債権のほか、歳出金の誤払い、過払いに基づく返還金にかかる債権など地方公共団体が自己以外の者に対して金銭の給付を請求しうるすべての権利を含みます。

## 4 基金

- ・ 基金とは、地方公共団体が特定の目的のために資金を積み立てるもので、一般家庭で言う貯金のようなものです。
- ・ 基金の設置に関しては、条例で設置の目的及び管理運営の方法等を明らかにしています。
- ・ 基金は、特定の目的のために財産を維持管理又は資金を積み立てる基金と、特定の目的のために定額の資金を運用する基金の大きく二つに区別することができます。

また、債務には、地方債と債務負担行為による債務があります。

### 1 地方債

- ・ 地方債は、地方公共団体が公共施設などの施設建設のために、資金調達の手段として金銭を借り入れるものです。
- ・ 長期間使用する公共施設の建設費用を、現在の世代の税収だけでまかなうのではなく、世代を超えて公平に負担していくことが主な目的です。
- ・ 地方債は、実施する事業の種類により充当率（事業費に対する借入額の割合）が定められており、借入れに当たっては、議会の議決を必要とし、かつ市町村にあっては県知事の許可が必要となります。
- ・ 市町村の借入先としては財務省や郵政事業庁などの政府資金、公営企業金融公庫、民間の金融機関などがあります。

### 2 債務負担行為

- ・ 数年度にわたる建設工事、リース契約、損失補償など、翌年度以降の支出を、限度額と期間を定めて約束するもので、一般家庭の分割払いにあたりません。



## 【参考法令】

### (地方債)

#### 地方自治法第230条

- 1 普通地方公共団体は、別に法律で定める場合において、予算の定めるところにより、地方債を起すことができる。
- 2 前項の場合において、地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は予算でこれを定めなければならない。

### (債務負担行為)

#### 地方自治法第214条

- 1 歳出予算の金額、継続費の総額又は繰越明許費の金額の範囲内におけるものを除くほか、普通地方公共団体が債務を負担する行為をするには、予算で債務負担行為として定めておかなければならない。

### (市町村の配置文豪及び境界変更)

#### 地方自治法第7条

- 1 市町村の配置分合及び境界変更は、関係市町村の申請に基き、都道府県知事が当該都道府県の議会の議決を経てこれを定め、直ちにその旨を自治大臣に届け出なければならない。
- 2 略
- 3 略
- 4 第1項及び前項の場合において財産処分を必要とするときは、関係市町村が協議してこれを定める。
- 5 第1項、第3項及び前項の申請又は協議については、関係のある普通地方公共団体の議会の議決を経なければならない。

### (財産の管理及び処分)

#### 地方自治法第223条

- 1 この法律において「財産」とは、公有財産、物品及び債権並びに基金をいう。

### (公有財産の範囲及び分類)

#### 地方自治法第238条

- 1 この法律において「公有財産」とは、普通地方公共団体の所有に属する財産のうち次に掲げるもの(基金に属するものを除く。)をいう。
  - (1) 不動産
  - (2) 船舶、浮標、浮棧橋及び浮ドック並びに航空機
  - (3) 前二号に掲げる不動産及び動産の従物
  - (4) 地上権、地役権、鉱業権その他これらに準ずる権利
  - (5) 特許権、著作権、商標権、実用新案権その他これらに準ずる権利
  - (6) 株券、社債券(特別の法律により設立された法人の発行する債券を含み、短期社債等の振替に関する法律(平成13年法律第75号)第2条第2項に規定する短期社債等に係るものを除く。)及び地方債証券(社債等登録法(昭和17年法律第11号)の規定により登録されたものを含む。)並びに国債証券(国債に関する法律(明治39年法律第34号)の規定により登録されたものを含む。)その他これらに準ずる有価証券
  - (7) 出資による権利
  - (8) 不動産の信託の受益権
- 2 公有財産は、これを行政財産と普通財産とに分類する。
- 3 行政財産とは、普通地方公共団体において公用又は公共用に供し、又は供することと決定した財産をいい、普通財産とは、行政財産以外の一切の公有財産をいう。

## 資料 地域審議会の設置

地域審議会とは、合併関係市町村の区域を単位として設けられ、合併市町村の施策に関して合併市町村の長からの諮問を受け、又は必要に応じて長に対して意見を述べることができる、合併市町村の附属機関です。(合併特例法第5条の4第1項、第2項)

したがって、2つ以上の合併関係市町村の区域を合わせて1つの地域審議会を置くことはできませんし、1つの合併関係市町村の区域を分割して2つ以上の地域審議会を置くこともできません。

また、地域審議会は、全ての合併市町村に置かなければならないものではありません。

### 1 任務内容

地域審議会の任務の内容は、地域の実情に応じて協議されますが、一般的には当該区域に係る次のような事項が考えられます。

合併市町村の長に諮問に応じて、次のような事項について意見を述べること

- ・ 市町村建設計画の変更
- ・ 市町村建設計画の執行状況(定期的)
- ・ 当該区域を単位とする地域振興のための基金の運用
- ・ 予算編成の際の事業等に関する要望
- ・ 基本構想・各種計画の策定・変更
- ・ 住民の行為等が規制されている地域の指定 など

必要に応じて、合併市町村の長に次のような事項について意見を述べること

- ・ 市町村建設計画の執行状況(随時)
- ・ 公共施設の設置・管理・運営
- ・ 福祉・消防・廃棄物処理等の对人的施策の実施状況 など

### 2 設置

地域審議会は、合併前に合併関係市町村の協議によって設置を定めることとなりますが、地域審議会を組織する構成員の定数、任期、任免その他の地域審議会の組織及び運営に関し必要な事項も協議によって定められます。(合併特例法第5条の4第2項)

これらの協議あたっては、各合併関係市町村の議決が必要であり、協議が成立したときは、合併関係市町村は直ちにその内容を告示しなければなりません。(合併特例法第5条の4第3項)

また、合併後に、合併市町村が合併関係市町村の協議で定められた事項を変更するときは、条例でこれを定めることとされています。(合併特例法第5条の4第4項)

### 3 期間

地域審議会は、合併直後の周辺地域の意見を最大限に反映させるために設けられた制度ですので、合併関係市町村の協議に定められた一定の期間に限って設置されることとされています。合併特例法第5条第8項の規定により市町村建設計画を変更しようとするとき、合併市町村の長は、地域審議会が設置されている場合には、あらかじめ当該地域審議会の意見を聴かなければならない旨定められていますので、地域審議会の設置期間は、長くても市町村建設計画の計画期間である5～10年の期間とすることが適当と考えられます。

## 【参考法令】

### 市町村の合併の特例に関する法律第5条の4

- 1 合併関係市町村の協議により、期間を定めて合併市町村に、合併関係市町村の区域であった区域ごとに、当該合併市町村が処理する当該区域に係る事務に関し合併市町村の長の諮問に応じて審議又は必要と認める事項につき合併市町村長に意見を述べる審議会（以下「地域審議会」という。）を置くことができる。
- 2 地域審議会を組織する構成員の定数、任期、任免その他の地域審議会の組織及び運営に関し必要な事項については、合併関係市町村の協議により定めるものとする。
- 3 前2項の協議については、合併関係市町村の議会の議決を経るものとし、その協議が成立したときは、合併関係市町村は直ちにその内容を告示しなければならない。
- 4 合併市町村は、第2項の協議により定められた事項を変更しようとするときは、条例でこれを定めなければならない。

### 市町村の合併の特例に関する法律第5条

- 7 合併市町村は、その議会の議決を経て市町村建設計画を変更することができる。
- 8 前項の場合においては、合併市町村の長は、あらかじめ、当該合併市町村を包括する都道府県の知事に協議しなければならない。
- 9 第7項の規定により市町村建設計画を変更しようとする合併市町村の長は、当該合併市町村に第5条の4第1項に規定する地域審議会が置かれている場合においては、あらかじめ、当該地域審議会の意見を聴かななければならない。

## 資料 議会議員の定数、任期及び報酬の取扱い

### 議会議員の定数、任期及び報酬

区 分		幕別町	更別村	忠類村
議 員 数		22人	12人	10人
任 期		平成19年 4 月30日	平成19年 4 月30日	平成17年 9 月 9 日
報 酬	議 長	330,000円	275,000円	273,000円
	副 議 長	264,000円	220,000円	200,000円
	常任委員長及び議運委員長	236,000円	197,000円	185,000円
	そ の 他 議 員	212,000円	173,000円	164,000円
住民 1 人当りの給与費負担額		2,316円	7,971円	11,743円

\* 平成15年 7 月1日現在の数値です。

### 合併特例法による選択肢

選択肢	メリット	デメリット								
原 則	<ul style="list-style-type: none"> <li>新町の議会体制が速やかに整うこと。</li> <li>合併による人件費削減のメリットが速やかに生かせること。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>新町の選挙による議員数が現況よりかなり減り、住民の意見が十分に反映されなくなる可能性があること。</li> <li>合併前の議員が任期途中で失職することで、その責務が果たせないこと。</li> </ul>								
	<p style="text-align: center;">現況                      新町（17年 3 月）      4 年後</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td style="border: none;">幕別町    22人</td> <td colspan="2" rowspan="3" style="border: none; text-align: center; vertical-align: middle;">26人以内                      26人以内</td> </tr> <tr> <td style="border: none;">更別村    12人</td> </tr> <tr> <td style="border: none;">忠類村    10人</td> </tr> <tr> <td colspan="3" style="border: none; text-align: center;">設置選挙                                      一般選挙</td> </tr> </table>	幕別町    22人	26人以内                      26人以内		更別村    12人	忠類村    10人	設置選挙                                      一般選挙			
幕別町    22人	26人以内                      26人以内									
更別村    12人										
忠類村    10人										
設置選挙                                      一般選挙										

<p>定数特例</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>議会体制の変化を緩和できること。</li> <li>現議員の任期を十分、担保することができること。</li> </ul> <p>現況 新町(17年3月)</p> <table border="1" data-bbox="371 392 699 649"> <tr> <td>幕別町</td> <td>22人</td> </tr> <tr> <td>更別村</td> <td>12人</td> </tr> <tr> <td>忠類村</td> <td>10人</td> </tr> </table>	幕別町	22人	更別村	12人	忠類村	10人	<ul style="list-style-type: none"> <li>議員数が増加すること。</li> <li>議員経費、人件費が増大し、合併の趣旨に反すること。</li> </ul> <p>4年後</p> <table border="1" data-bbox="702 342 1358 698"> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">52人以内(法定数の2倍以内)</td> <td rowspan="3" style="text-align: center;">26人以内</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">設置選挙</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">一般選挙</td> </tr> </table>	52人以内(法定数の2倍以内)		26人以内	設置選挙		一般選挙		
幕別町	22人															
更別村	12人															
忠類村	10人															
52人以内(法定数の2倍以内)		26人以内														
設置選挙																
一般選挙																
<p>在任特例</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>議会体制の変化を緩和できること。</li> <li>現議員の任期を一定期間、担保することができること。</li> </ul> <p>現況 新町(17年3月)</p> <table border="1" data-bbox="469 1019 1046 1261"> <tr> <td>幕別町</td> <td>22人</td> </tr> <tr> <td>更別村</td> <td>12人</td> </tr> <tr> <td>忠類村</td> <td>10人</td> </tr> </table>	幕別町	22人	更別村	12人	忠類村	10人	<ul style="list-style-type: none"> <li>合併の趣旨である経費削減のタイミングが遅れること。</li> </ul> <table border="1" data-bbox="687 1019 1302 1357"> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">44人(在任)</td> <td rowspan="2" style="text-align: center;">26人以内</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">在任</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">2年以内(協議で決定)</td> <td style="text-align: center;">一般選挙</td> </tr> </table>	44人(在任)		26人以内	在任		2年以内(協議で決定)		一般選挙
幕別町	22人															
更別村	12人															
忠類村	10人															
44人(在任)		26人以内														
在任																
2年以内(協議で決定)		一般選挙														

## 【参考法令】

### (市町村の廃置分合及び境界変更)

#### 地方自治法第7条

- 1 市町村の廃置分合又は市町村の境界変更は、関係市町村の申請に基き、都道府県知事が当該都道府県の議会の議決を経てこれを定め、直ちにその旨を総務大臣に届け出なければならない。
- 2 (略)
- 3 都道府県の境界にわたる市町村の境界の変更は、関係のある普通公共団体の申請に基き、総務大臣がこれを定める。
- 4～5 (略)
- 6 第1項の規定による届出を受理したとき、又は第3項の規定による処分をしたときは、総務大臣は、直ちにその旨を告示するとともに、これを国の関係行政機関の長に通知しなければならない。
- 7 (略)

### (市町村議会の議員の定数)

#### 地方自治法第91条

- 1 市町村の議会の議員の定数は、条例で定める。
- 2 市町村の議会の議員の定数は、次の各号に掲げる市町村の区分に応じ、当該各号に定める数を超えない範囲で定めなければならない。
  - (1) 人口二千万未満の町村 12人
  - (2) 人口二千以上五千未満の町村 14人
  - (3) 人口五千以上一万の町村 18人
  - (4) 人口一万以上二万未満の町村 22人
  - (5) 人口五万未満の市及び人口二万以上の町村 26人
  - (6) 人口五万以上十萬未満の市 30人
  - (7) 人口十万以上二十萬未満の市 34人
  - (8) 人口二十万以上三十萬未満の市 38人
  - (9) 人口三十万以上五十萬未満の市 46人
  - (10) 人口五十万以上九十萬未満の市 56人
  - (11) 人口九十萬以上の市 人口五十萬を超える数が四十萬を増すごとに8人を56人に加えた数(その数が96人を超える場合にあっては、96人)
- 3 第1項の規定に基づく条例により定められた定数が人口の減少により前項の数を超えることとなった市町村においては、その超えることとなった日前にその期日を告示された一般選挙により選出された議員の任期中は、当該条例により定められた定数に相当する数をもって定数とする。
- 4 第1項の規定による議員の定数の変更は、一般選挙の場合でなければ、これを行うことができない。
- 5 第7条第1項又は第3項の規定による処分により、著しく人口の増減があった市町村においては、前二項の規定にかかわらず、議員の任期中においても、議員の定数を増減することができる。
- 6 前項の規定により議員の任期中にその定数を減少した場合において当該市町村の議会の議員の職に在る者の数がその減少した定数を超えているときは、当該議員の任期中は、その数を以て定数とする。但し、議員に欠員を生じたときは、これに応じて、その定数は、

当該定数に至るまで減少するものとする。

- 7 第7条第1項の規定により市町村の設置を伴う市町村の廃置分合をしようとする場合において、その区域の全部又は一部が当該廃置分合により新たに設置される市町村の区域の全部又は一部となる市町村（以下本条において「設置関係市町村」という。）は、設置関係市町村が二以上のときは設置関係市町村の協議により、設置関係市町村が一のときは当該設置関係市町村の議会の議決を経て、あらかじめ、新たに設置される市町村の議会の議員の定数を定めなければならない。
- 8 前項の規定により新たに設置される市町村の議会の議員の定数を定めたときは、設置関係市町村は、直ちに当該定数を告示しなければならない。
- 9 前項の規定により告示された新たに設置される市町村の議会の議員の定数は、第1項の規定に基く当該市町村の条例により定められたものとみなす。
- 10 第7項の協議については、設置関係市町村の議会の議決を経なければならない。

#### **（地方公共団体の議会の議員の選挙区）**

##### **公職選挙法第15条**

- 6 市町村は、特に必要があるときは、その議会の議員の選挙につき、条例で選挙区を設けることができる。
- 8 各選挙区において選挙すべき地方公共団体の議会の議員の数は、人口に比例して、条例で定めなければならない。ただし、特別の事情があるときは、おおむね人口を基準とし、地域間の均衡を考慮して定めることができる。

#### **（一般選挙、長の任期満了による選挙及び設置選挙）**

##### **公職選挙法第33条**

- 3 市町村の設置に因る議会の議員の一般選挙及び長の選挙は、地方自治法第7条第6項の告示による当該市町村の設置の日から50日以内に行う。

#### **（議員又は長の欠けた場合等の通知）**

##### **公職選挙法第111条**

- 3 地方自治法第91条第5項（議員の定数の増加）の規定により市町村の議会の議員の定数を増加した場合においては、当該条例施行の日から5日以内にその市町村の議会の議長から当該市町村の選挙管理委員会にその旨を通知しなければならない。

#### **（補欠選挙及び増員選挙）**

##### **公職選挙法第113条**

- 1 ・ ・ 地方公共団体の議会の議員の欠員につき、第111条第1項第1号から第3号までの規定による通知を受けた場合において、・ ・ ・ ・ ・、その議員の欠員の数が次の各号に該当するに至ったときは、・ ・ ・ ・ ・補欠選挙を行わせなければならない。

（中略）

(6) 市町村の議会の議員の場合には、・・・当選人の不足数と通じて当該選挙区における議員の定数（選挙区がないときは議員の定数）の6分の1を越えるに至ったとき。

2 第111条第3項の規定による通知を受けた場合においては、当該市町村の選挙管理委員会は、選挙の期日を告示し、増員選挙を行わせなければならない。

#### **（設置選挙）**

##### **公職選挙法第117条**

1 市町村が設置された場合においては、市町村の選挙管理委員会は、当該市町村の議会の議員及び長についてそれぞれの選挙の期日を告示し、一般選挙及び長の選挙を行わせなければならない。

#### **（人口に比例しない議員の定数）**

##### **公職選挙法施行令第9条**

1 市町村の廃置分合又は境界変更があった場合においては、関係区域を区域とする選挙区又は関係区域を編入した選挙区において選挙すべき当該市町村の議会の議員の定数は、人口に比例しないで決めることができる。



## 資料 地方税の取扱い

### 市町村税の状況

区 分		単位	幕別町	更別村	忠類村	
市町村 民 税	個 人	均 等 割	円	2,000		
		非 課 税 基 準 額		280,000		
		所得割	200万円以下の金額	%	3	
	200万円を超える金額		8			
	700万円を超える金額		12			
	法 人	均等割	1 号 法 人	円	3,600,000	
			2 号 法 人		2,100,000	
			3 号 法 人		492,000	
			4 号 法 人		480,000	
			5 号 法 人		192,000	
6 号 法 人			180,000			
7 号 法 人			156,000			
8 号 法 人			144,000			
9 号 法 人			60,000			
	法 人 税 割	%	14.7			
固 定 資 産 税		%	1.4			
軽 自 動 車 税		円	1,000 (原付自転車) ~7,200 (自家用軽自動車)			
たばこ税 (千本あたり)		円	2,977			
入湯税	宿 泊	円	150			
	日 帰 り		70			
	対 象 年 齢	歳	12歳以上			
都 市 計 画 税		%				

#### 【参考法令】

##### (地方税に関する特例)

##### 市町村の合併の特例に関する法律第10条

1 合併市町村は、合併関係市町村の相互の間に地方税の賦課に関し著しい不均衡があるため、又は、市町村の合併により承継した財産の価格若しくは負債の額について合併関係市町村相互の間において著しい差異があるため、その全区域にわたって均一に課税をすることが著しく衡平を欠くと認められる場合においては、市町村の合併が行われた日の属する年度及びこれに続く5年度に限り、その衡平を欠く程度を限度として課税しないこと又は不均一の課税をすることができる。

**(市町村が課することができる税目)**

**地方税法第5条**

- 1 市町村税は、普通税及び目的税とする。
  - 2 市町村は、普通税として、次に掲げるものを課するものとする。ただし、徴収に要すべき経費が徴収すべき税額に比して多額であると認められるものその他特別の事情があるものについては、この限りでない。
    - 一 市町村民税
    - 二 固定資産税
    - 三 軽自動車税
    - 四 市町村たばこ税
    - 五 鉱産税
    - 六 特別土地保有税
- (3～5略)
- 6 市町村は、前二項に規定するものを除くほか、目的税として、次に掲げるものを課することができる。
    - 一 都市計画税
    - 二 水利地益税
    - 三 共同施設税
    - 四 宅地開発税
    - 五 国民健康保険税

資料 一般職の職員の身分の取扱い

一般行政職職員数

(平成15年4月1日現在)

幕別町			更別村			忠類村		
課室名	人数	所管事項	課室名	人数	所管事項	課室名	人数	所管事項
総務課	31人	庶務・人事・給与・財政・管財・選挙・地籍	総務課	12人	庶務・人事・給与・財務・防災・電算・管財・選挙	総務課	6人	庶務・人事・財政・防災・選挙・管財
税務課		税務						
企画室	9人	企画調整・広報・電算・統計・町村合併	企画振興課	7人	企画・地域振興・商工観光・広報・統計・労働	企画課	6人	企画・広報広聴・地籍・市町村合併・政策評価・統計
町民課	53人	国保・国年・戸籍住基・防災・環境衛生・児童福祉、	住民課	10人	環境衛生・公害・国保・国年・老保・税務・住民生活・交安防犯・戸籍・住基	住民課	7人	住民・環境衛生・医療・税務・国保・戸籍住基
保健福祉センター	21人	高齢者・介護・栄養・保健医療	保健福祉課	13人	生保・社会福祉・介護保険・介護支援・保健推進・健康相談・健康指導	保健福祉課	10人	福祉・在宅支援・保健指導・福寿管理
農林課	21人	農林	農林課	9人	農務・林務・農政・基盤整備・畜産・ふるさと館	産業課	7人	農政・畜産・林業・商工観光
商工観光課		商工観光・企業誘致・労政・消費生活						
土地改良課		土地改良・土地基盤整備						
土木課	44人	土木・道路・河川	建設課	9人	土木・建築・河川・上下水道・地籍・バス運行・道路	建設課	6人	土木・土地改良・建築・上下水道
都市計画課		都市計画・公園						
施設課		公営住宅						
水道課		上下水道・個別排水処理						
車両センター		道路の維持管理・除排雪・公園維持						
教育委員会	30人	学校教育・社会教育・幼稚園・給食	教育委員会	15人	学校教育・社会教育・給食・(幼稚園含む)	教育委員会	6人	学校教育・社会教育・学校給食・記念館管理
議会事務局・監査事務局	4人	議会・監査	議会事務局・監査事務局	2人	議会・監査	議会事務局・監査事務局	2人	議会・監査
農業委員会	4人	農地対策	農業委員会	3人	農地対策	農業委員会	2人	農地対策・農業振興
会計課	3人		出納課	2人		出納課	2人	
支所・出張所	8人	税及び税外収納・本庁との連絡調整	国保診療所	9人				
合計	228人		合計	91人		合計	54人	

初任給、ラスパイレス指数

区 分		幕別町	更別村	忠類村
初任給月額(平成15年度)	高校卒	139,500円		
	大学卒	171,500円		
ラスパイレス指数(平成14年4月現在)		98.8	100.8	96.4

職名及び職務の現況並びに級別職員数

区分		幕 別 町		更 別 村		忠 類 村	
職 種		行政職・保育士・栄養士・保健師		行政職・栄養士・保健師・看護師		行政職・栄養士・保健師	
表	級	職 務	職 員 数	職 務	職 員 数	職 務	職 員 数
行政職 一	1級	定期的な業務を行う職務	2	定期的な業務を行う職務		定期的な業務を行う主事補、技師補、事務生の職務	
	2級	相当高度の知識又は経験を必要とする業務を行う職務	14	相当高度の知識又は経験を必要とする業務を行う職務	7	相当高度の知識又は経験を必要とする業務を行う主事、技師の職務	10
	3級	特に高度の知識又は経験を必要とする業務を行う職務	20	特に高度の知識又は経験を必要とする業務を行う職務	16	特に高度の知識又は経験を必要とする業務を行う主事、技師の職務	11
	4級	主任の職務	32	主任の職務	14	係長、主査、主任の職務	4
	5級	1 係長、副主幹、主査の職務 2 特に困難な業務を行う主任の職務	37	1 主査、看護師長 2 相当困難な業務を行う主任の職務	16	重要な業務を所掌する係長、主査、主任の職務	5
	6級	1 主幹、次長、場長、副所長の職務 2 特に困難な業務を行う係長、副主幹、主査の職務	92	1 主幹の職務 2 相当困難な業務を行う主査、看護師長の職務	16	1 主幹の職務 2 重要な業務を所掌する係長、主査の職務	12
	7級	1 課長、参事等の職務 2 重要な業務を行う主幹、次長、場長、副所長の職務	16	1 課長等の職務 2 相当困難な業務を行う主幹の職務	10	1 課長等の職務 2 重要な業務を所掌する主幹の職務	5
	8級	1 部長又は室長の職務 2 重要な業務を行う課長、参事等の職務	15	相当困難な業務を行う課長等の職務	12	重要な業務を所掌する課長等の職務	7

年齢別職員構成数

年齢	幕別町			更別村			忠類村			町村合計	年齢	幕別町			更別村			忠類村			町村合計
	男	女	計	男	女	計	男	女	計			男	女	計	男	女	計	男	女	計	
59	1	1	2	1		1				3	37	2	1	3	3	1	4	2		2	9
58	6		6							6	36	1	1	2	2	1	3	2		2	7
57	5		5		1	1	1		1	7	35	7	1	8	3		3	2		2	13
56	6	1	7	2		2	2		2	11	34	2		2				2		2	4
55	6		6		1	1	1		1	8	33	3	5	8	2		2	2		2	12
54	4		4		1	1	1		1	6	32	6	2	8	5		5	1		1	14
53	7	3	10	6		6	1		1	17	31	5	2	7	3		3				10
52	5	1	6	3	3	6	1		1	13	30	6	2	8	3	2	5	2		2	15
51	9	5	14	4	1	5	1	1	2	21	29	3	2	5	2	1	3	2		2	10
50	5	1	6	3	3	6	1		1	13	28	2	3	5	3		3				8
49	8	6	14	3		3				17	27	4	5	9	3	3	6	5	2	7	22
48	3	2	5	2	2	4	3		3	12	26	2		2	2	2	4		2	2	8
47	4	2	6				1		1	7	25	4		4	3		3	2	1	3	10
46	7	7	14	2		2				16	24	3	1	4		1	1				5
45	4	7	11	1		1	1		1	13	23	2		2				1		1	3
44	2	5	7	1		1				8	22	1	1	2				1	1	2	4
43	4	3	7				1		1	8	21										
42				1	1	2	1		1	3	20										
41	3	4	7				2		2	9	19		1	1							1
40	3		3	2	1	3	3		3	9	18										
39	3	1	4				2		2	6	合計	152	76	228	65	26	91	47	7	54	373
38	4		4		1	1			5												

## 【参考法令】

### (職員の身分の取扱い)

#### 市町村の合併の特例に関する法律第9条

- 1 合併関係市町村は、その協議により、市町村の合併の際現にその職に在る合併関係市町村の一般職の職員が引き続き合併市町村の職員としての身分を保有するように措置しなければならない。
- 2 合併市町村は、職員の任免、給与その他の身分取扱いに関しては、職員のすべてに通じて公正に処理しなければならない。

### (一般職に属する地方公務員及び特別職に属する地方公務員)

#### 地方公務員法第3条

- 1 地方公務員の職は、一般職と特別職とに分ける。
- 2 一般職は、特別職に属する職以外の一切の職とする。
- 3 特別職は、左に掲げる職とする。

就任について公選又は地方公共団体の議会の選挙、議決若しくは同意によることを必要とする職

の2 地方開発事業団の理事長、理事及び監事の職

の3 地方公営企業の管理者及び企業団の企業長の職

法令又は条例、地方公共団体の規則若しくは地方公共団体の機関の定める規程により設けられた委員及び委員会（審議会その他これに準ずるものを含む。）の構成員の職で臨時又は非常勤のもの

臨時又は非常勤の顧問、参与、調査員、嘱託員及びこれらの者に準ずる者の職

地方公共団体の長、議会の議長その他地方公共団体の機関の長の秘書の職で条例で指定するもの

非常勤の消防団員及び水防団員の職

### (分限及び懲戒の基準)

#### 地方公務員法第27条

- 1 すべての職員の分限及び懲戒については、公正でなければならない。
- 2 職員は、この法律で定める事由による場合でなければ、その意に反して、降任され、若しくは免職されず、この法律又は、条例で定める事由による場合でなければ、その意に反して、休職されず、又、条例で定める事由による場合でなければ、その意に反して降給されることがない。
- 3 職員は、この法律で定める事由による場合でなければ、懲戒処分を受けることがない。

### (降任、免職、休暇等)

#### 地方公務員法第28条

- 1 職員が左の各号の一に該当する場合には、その意に反して、これを降任し、又は免職することができる。

勤務実績が良くない場合

心身の故障のため、職務の遂行に支障があり、又はこれに堪えない場合

前二号に規定する場合の外、その職に必要な適格性を欠く場合

職制若しくは定数の改廃又は予算の減少により廃職又は過員を生じた場合

- 2 職員が、左の各号の一に該当する場合には、その意に反してこれを休職することができる。

心身の故障のため、長期の休養を要する場合

刑事事件に関し起訴された場合

- 3 職員の意に反する降任、免職、休職及び降給の手続き及び効果は、法律に特別の定めがある場合を除く外、条例で定めなければならない。

- 4 職員は、第16条各号（第3号を除く。）の一に該当するに至ったときは、条例に特別の定めがある場合を除く外、その職を失う。

資料 特別職の身分の取扱い

3 町村の特別職の給与及び任期

職名	幕別町	更別村	忠類村
町村長	908,000円	784,000円	820,000円
	岡田和夫 平成19年4月30日まで	安村豊治 平成19年4月26日まで	遠藤清一 平成18年5月19日まで
助役	741,000円	648,000円	650,000円
	西尾治 平成19年5月12日まで	江本信吉 平成19年5月6日まで	邊見敏夫 平成18年5月31日まで
収入役	656,000円	570,000円	助役兼掌
	小野成義 平成17年3月31日まで	上田敏彦 平成17年3月31日まで	
教育長	656,000円	570,000円	580,000円
	澤田治夫 平成17年9月30日まで	岡出誠司 平成16年9月30日まで	高橋明夫 平成16年9月30日まで

\*平成15年7月1日現在



**【参考法令】**

( 町 村 長 )

**( 知事及び市町村長 )**

**地方自治法第139条**

( 第 1 項省略 )

2 市町村に市町村長を置く。

**( 任期 )**

**地方自治法第140条**

1 普通地方公共団体の長の任期は、4年とする。

( 第 2 項省略 )

**( 一般選挙、長の任期満了に因る選挙及び設置選挙 )**

**公職選挙法第33条**

( 第 1 項 ~ 第 2 項省略 )

3 市町村の設置に因る議会の議員の一般選挙及び長の選挙は、地方自治法第7条第6項の告示による当該市町村の設置の日から50日以内に行う。

( 第 4 項省略 )

5 第1項から第3項までの選挙の期日は、次の各号の区分により、告示しなければならない。

( 第 1 号 ~ 第 3 号省略 )

四 指定都市以外の市の議会の議員及び長の選挙にあつては、少なくとも7日前に

( 第 5 号省略 )

**( 長の職務を暫定的に行う者 )**

**地方自治法施行令第1条の2**

1 普通地方公共団体の設置があつた場合においては、従来当該普通地方公共団体の地域に属していた関係地方公共団体の長又は長であつた者(地方自治法第152条又は第252条の17の8第1項の規定によりその職務を代理し若しくは行う者又はこれらの者であつた者を含む。)のうちからその協議により定めた者が、当該普通地方公共団体の長が選挙されるまでの間、その職務を行う。

2 前項の場合において協議が調わないときは、都道府県の設置にあつては総務大臣、市町村の設置にあつては都道府県知事は、同項に掲げる者のうちから当該普通地方公共団体の長の職務を行うべき者を定めなければならない。

3 第1項の場合において関係地方公共団体が一であるときは、関係地方公共団体の長たる者又は長であつた者が当該普通地方公共団体の長の職務を行う。

( 助 役 )

( 副知事及び助役の設置及びその定数 )

地方自治法第161条

( 第 1 項省略 )

- 2 市町村に助役 1 人を置く。但し、条例でこれを置かないことができる。
- 3 副知事及び助役の定数は、条例でこれを増加することができる。

( 副知事及び助役の選任 )

地方自治法第162条

- 1 副知事及び助役は、普通地方公共団体の長が議会の同意を得てこれを選任する。

( 副知事及び助役の任期 )

地方自治法第163条

- 1 副知事及び助役の任期は、4 年とする。但し、普通地方公共団体の長は、任期中においてもこれを解職することができる。

( 収 入 役 )

( 出納長・副出納長・収入役及び副収入役 )

地方自治法第168条

( 第 1 項省略 )

- 2 市町村に収入役 1 人を置く。但し、町村は、条例で収入役を置かず町村長又は助役をしてその事務を兼掌させることができる。
- 3 都道府県は条例で副出納長を、市町村は条例で副収入役を置くことができる。
- 4 副出納長及び副収入役の定数は、条例でこれを定める。
- 5 副出納長及び副収入役は、事務吏員の中から、普通地方公共団体の長がこれを命ずる。
- 6 出納長及び収入役は、検察官、警察官若しくは収税官吏又は普通地方公共団体における公安委員会の委員と兼ねることができない。
- 7 第141条、第142条、第159条、第162条、第163条本文及び第164条の規定は、出納長及び収入役にこれを準用する。
- 8 出納長及び収入役が、前項において準用する第142条の規定に該当するときは、その職を失う。その同条の規定に該当するかどうかは、普通地方公共団体の長がこれを決定しなければならない。

( 第 9 項省略 )

( 教 育 長 )

( 任命 )

**地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条**

- 1 委員は、当該地方公共団体の長の被選挙権を有する者で、人格が高潔で、教育、学術及び文化（以下単に「教育」という。）に関し識見を有するもののうちから、地方公共団体の長が、議会の同意を得て、任命する。

( 第2項～第4項省略 )

( 任期 )

**地方教育行政の組織及び運営に関する法律第5条**

- 1 委員の任期は、4年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 2 委員は、再任されることができる。

( 教育長 )

**地方教育行政の組織及び運営に関する法律第16条**

- 1 教育委員会に教育長を置く。
- 2 教育長は、第6条の規定にかかわらず、当該教育委員会の委員（委員長を除く。）である者のうちから、教育委員会が任命する。
- 3 教育長は、委員としての任期中在任するものとする。ただし、地方公務員法第27条、第28条及び第29条の規定の適用を妨げない。
- 4 教育長は、委員の職を辞し、失い、又は罷免された場合においては、当然に、その職を失うものとする。

( 最初の教育長の互選 )

**地方教育行政の組織及び運営に関する法律施行令第19条**

- 1 市町村の設置があった場合においては、法第16条第2項の規定にかかわらず、最初に法第4条の規定により教育委員会の委員が任命されるまでの間、前条第1項の規定により選任された委員の互選により当該委員（法第12条第1項の規定により委員長に選任された委員を除く。）のうちから定めた者を教育長とするものとする。

## 資料 各種証明手数料の取扱い、補助金等の扱い

### 各種証明手数料

区 分	幕別町	更別村	忠類村
住民票の写しの交付	250円	200円	250円
印鑑登録証の交付	無 料	無 料	無 料
印鑑登録証の再交付	300円	200円	無 料
印鑑登録証明書の交付	250円	200円	250円
諸税及び公課に関する証明の交付	250円	200円	250円

### 補助金等の取扱い

区 分	幕別町	更別村	忠類村
商 業	幕別町商工会	更別村商工会	忠類村商工会
助成金	27,758千円	13,819千円	9,179千円
観 光	幕別町観光協会	更別村観光協会	忠類村観光協会
助成金	6,420千円	2,271千円	4,171千円
福 祉	幕別町社会福祉協議会	更別村社会福祉協議会	忠類村社会福祉協議会
助成金	15,346千円	8,156千円	9,380千円

\*平成15年度当初予算より

## 資料 国民健康保険税の取扱い

### 国民健康保険加入者等

区 分	幕 別 町	更 別 村	忠 類 村
被 保 険 者 数	10,083人	1,959人	1,077人
世 帯 数	4,766世帯	629世帯	422世帯
2 号 被 保 険 者 数	3,210人	592人	362人
2 号 世 帯 数	2,250世帯	379世帯	226世帯

平成15年4月1日現在

### 国民健康保険税率

区 分	幕 別 町	更 別 村	忠 類 村	
医 療 分	所 得 割	8.50%	3.80%	3.70%
	資 産 割	10.00%	35.00%	30.00%
	均 等 割	30,000円	16,000円	24,000円
	平 等 割	36,000円	22,000円	31,000円
	賦 課 限 度 額	530,000円	530,000円	530,000円
介 護 分	所 得 割	0.40%	0.26%	0.37%
	資 産 割	4.00%	3.60%	3.00%
	均 等 割	5,500円	5,300円	5,800円
	平 等 割	3,500円	3,700円	4,900円
	賦 課 限 度 額	80,000円	80,000円	80,000円
備 考	<p>国民健康保険税は国民健康保険に係る費用に充てるために課する目的税で、国民健康保険の被保険者のいる世帯の世帯主が納税義務者となる。保険税は、その年の保険事業に必要な費用総額から補助金等を差し引いた残りを被保険者が負担するもので、3町村とも4方式（所得割、資産割、被保険者均等割、世帯別平等割）で算定している。</p> <p>税率は、人口や国民健康保険財源の状況に応じて決定されるため、3町村とも異なっている。</p> <p>応益割合：被保険者均等割額と世帯別平等割額の合計額の課税総額に対する割合</p>			

平成15年度賦課の税率

### 標準世帯における国民健康保険税の比較

区 分	幕別町	更別村	忠類村	
標準世帯 所得33万円 資産税 無し 2人家族	基礎賦課分	28,800円	21,600円	23,700円
	介護給付分	4,300円	5,700円	4,900円
	計	33,100円	27,300円	28,600円
標準世帯 所得300万円 資産税 5万円 4人家族	基礎賦課分	387,900円	204,900円	240,700円
	介護給付分	27,100円	23,000円	27,800円
	計	415,000円	227,900円	268,500円
標準世帯 所得700万円 資産税 25万円 4人家族	基礎賦課分	530,000円	420,200円	448,700円
	介護給付分	51,100円	40,600円	48,600円
	計	581,100円	460,800円	497,300円

## 【参考法令】

### （市町村が課することができる税目）

#### 地方税法第5条

1 市町村税は、普通税及び目的税とする。

（第2項～第5項省略）

6 市町村は、前2項に規定するものを除くほか、目的税として、次に掲げるものを課することができる。

都市計画税

水利地益税

共同施設税

宅地開発税

国民健康保険税

（第7号省略）

### （地方税に関する特例）

#### 市町村の合併の特例に関する法律第10条

1 合併市町村は、合併関係市町村の相互の間に地方税の賦課に関し著しい不均衡があるため、又は、市町村の合併により承継した財産の価格若しくは負債の額について合併関係市町村相互の間において著しい差異があるため、その全区域にわたって均一に課税をすることが著しく衡平を欠くと認められる場合においては、市町村の合併が行われた日の属する年度及びこれに続く5年度に限り、その衡平を欠く程度を限度として課税をしないこと又は不均一の課税をすることができる。

2 合併関係市町村のいずれもが市町村の合併が行われた日の前日において地方税法（昭和25年法律第226号）第701条の31第1項第1号イ及びロに掲げる市以外の市又は町村であり、かつ、その人口（同八に規定する人口をいう。以下この項において同じ。）が30万未満である場合であって、当該市町村の合併が行われた日において合併市町村が人口の30万以上の市であるときは、当該合併市町村に対する同号八の規定による指定は、当該市町村の合併が行われた日から起算して5年を経過する日までの間に行わないものとする。ただし、当該市町村の合併が行われた日の前日における合併関係市町村の人口の状況を勘案して政令で定めるところにより算定した人口以上となった場合は、この限りでない。

## 資料 介護保険料の取扱い

### 介護保険料の状況

区 分		幕 別 町	更 別 村	忠 類 村
保 険 料 率	第 1 段 階	17,700円	21,300円	7,600円
	第 2 段 階	26,000円	31,900円	26,400円
	第 3 段 階	35,400円	42,600円	35,200円
	第 4 段 階	44,200円	53,200円	44,000円
	第 5 段 階	53,100円	63,900円	52,800円
	基 準 額	35,400円	42,600円	35,200円
第 1 号 被 保 険 者 数	第 1 段 階	70人	12人	11人
	第 2 段 階	1,934人	153人	215人
	第 3 段 階	1,864人	364人	177人
	第 4 段 階	747人	175人	45人
	第 5 段 階	433人	93人	41人
	計	5,048人	797人	489人
そ の 他	平成15年度保険料(現年度分)	173,424千円	35,895千円	15,806千円

平成15年度当初予算

### 第1号被保険者保険料率の設定 (介護保険施行令第38条)

段 階	対 象 者	保険料率の設定
第 1 段 階	・生活保護受給者	基準額×0.5
	・老齢福祉年金受給者かつ市町村民税非課税	
第 2 段 階	・市町村民税世帯非課税者	基準額×0.75
第 3 段 階	・市町村民税本人非課税者 (市町村民税世帯課税)	基準額×1
第 4 段 階	・市町村民税本人課税者 (被保険者本人の合計所得金額が200万円未満)	基準額×1.25
第 5 段 階	・市町村民税本人課税者 (被保険者本人の合計所得が200万円以上)	基準額×1.5

資料 一部事務組合等の取扱い

加入先が相違する一部事務組合等

組合の名称	設置 年月日	共同処理する事務	構成団体名	事務所の 所在地
十勝環境複合 事務組合	S59.4.1	し尿処理施設の設置及び 管理運営	幕別町・更別村 帯広市・音更町・士幌 町・上士幌町・鹿追町・ 新得町・清水町・芽室 町・中札内村・池田町・ 豊頃町・浦幌町	帯 広 市
		ごみ処理施設及び最終処 分場の設置及び管理運営	幕別町・更別村 帯広市・音更町・芽室 町・中札内村・豊頃町	
		十勝川流域下水道施設の 設置及び管理運営	幕別町 帯広市・音更町・ 芽室町	
南十勝3町村複合 事務組合	S44.2.4	ごみ処理施設及び最終処 分場、し尿処理施設の設 置及び管理運営	忠類村 大樹町・広尾町	大 樹 町
		火葬場の設置及び管理運 営	忠類村 大樹町	
東十勝消防 事務組合	S46.1.16	消防及び救急	幕別町 池田町・豊頃町・浦幌町	幕 別 町
南十勝消防 事務組合	S46.2.25	消防及び救急	更別村・忠類村 中札内村・大樹町・ 広尾町	広 尾 町
十勝中部広域水道 企 業 団	S56.10.13	水道用水の供給に関する 事業の経営	幕別町・更別村 帯広市・音更町・芽室 町・池田町・中札内村	中札内村
東十勝介護認定 審 査 会	H11.7.1	介護認定	幕別町 池田町・豊頃町・浦幌町	幕 別 町
南十勝介護認定 審 査 会	H11.7.1	介護認定	更別村・忠類村 中札内村・大樹町・ 広尾町	広 尾 町



# 住民サービスと負担

## 保健医療

老人と乳幼児、母子の方々への医療サービスの比較です。  
老人保険制度や北海道の助成制度の他、市町村独自の助成制度も行われています。

区分		幕別町	更別村	忠類村
老人医療	老人保健制度（国）	75歳以上の方及び65歳以上で一定の障害がある方は医療費の1割又は2割を国が負担		
	北海道の助成制度	65歳以上70歳未満で世帯要件と所得要件両方に該当する方は医療費の1割又は2割を道が負担		
	町村独自の助成制度			
母子医療	北海道の助成制度	18歳の年度末までの者を扶養する母親は入院のみ医療費無料（初診時一部負担金は除く） 18歳の年度末まで扶養されている者は入院・通院とも医療費無料（初診時一部負担金は除く） *ただし所得制限あり		
	町村独自の助成制度	初診時一部負担金助成 所得制限により道の助成対象とならなかった者を対象にすること以外道に同じ		初診時一部負担金助成 ただし、所得制限あり
乳幼児医療	北海道の助成制度	通院・・・3歳未満医療費無料（初診時一部負担金は除く） 入院・・・6歳未満医療費無料（初診時一部負担金は除く） ただし所得制限あり		
	町村独自の助成制度	所得制限なし 通院 3歳以上6歳未満1/2助成（H15.10月から） 初診時一部負担金助成	所得制限なし 通院 3歳以上6歳未満まで医療費無料 初診時一部負担金助成	所得制限あり 通院 3歳以上6歳未満まで医療費無料 初診時一部負担金助成

## 各種健康診断

各種健康診断の自己負担金の比較です。

区分	幕別町	更別村	忠類村
人間ドック	35歳以上 31,500円	40歳以上 16,500円	35歳以上 24,392円
胃がん検診	35歳以上 1,700円	30歳以上 1,000円	35歳以上 1,500円
肺がん検診	40歳以上 0円	30歳以上 200円	35歳以上 700円
乳がん検診	30歳以上女性 700円	30歳以上女性 400円	30歳以上女性 800円
脳ドック		40歳～69歳 10,000円	
骨粗検診	19歳以上女性 1,000円	30歳以上女性 900円	35歳以上女性 600円

# 福祉サービス

障害者と高齢者の方々への保健・福祉サービスの比較です。  
共通したサービスの他、市町村独自の助成制度も行われています。

区分	障害者福祉		高齢者福祉		介護保険対象外サービス		特徴的な助成制度
	重度障害者・児交通費助成	重度障害者等年金	敬老祝金	老人クラブ等運営助成	高齢者福祉事業		
					配食サービス事業	寝たきり高齢者等移送サービス事業	
幕別町	-	-	80歳～90歳15,000円 90歳以上 20,000円	(単位クラブ) 2,000円/人 (連合会) 900,000円/団体	毎日(昼食・夕食) 自己負担300円 *社会福祉協議会が実施	65歳以上歩行困難者、1,2級重度身障者 3回/月 社会福祉協議会委託	・緊急通報サービス ・布団洗濯乾燥サービス
更別村	施設通所に係るバス代金全額助成	12,000円/年	70歳～75歳10,000円 75歳以上に13,000円 *長寿祝金 100歳に100,000円	連合会に助成 720,000円	週1回(夕食) 自己負担300円 *村の事業で配送を社会福祉協議会手配のボランティア	65歳以上、障害者、療育手帳等所持者 週2回 社会福祉協議会に委託して実施	・寝具乾燥サービス ・家族介護慰労金支給 ・緊急通報システム ・家族介護用品支給
忠類村	-	-	75歳以上に20,000円 *長寿祝金 米寿 50,000円 100歳 100,000円 (商品券で支給)	単位クラブ 60,000円/団体 連合会 250,000円/団体	在宅福祉サービス(社協に委託) 給食サービス 給食宅配サービス自己負担300円 昼食交流会自己負担300円 おせち料理自己負担1,000円 訪問サービス 市街地は業者が乳製品を農村部は郵便局員が新聞を持って訪問可否を確認 自己負担なし 除雪サービス 布団洗濯乾燥サービス		・上下水道等及び汲み取り料助成 ・高齢者温泉利用移送サービス ・緊急通報装置貸与 ・ねたきり老人介護手当支給 ・電動3輪、4輪車購入助成

# 保育所

3町村の認可保育所等における3階層別での月額保育料です。なお、更別村、忠類村については現在認可保育所がないため、他町村保育所利用の料金です。

## 【認可保育所】

区 分		幕別町	更別村 (広域入所)	忠類村 (広域入所)	
標準世帯 (前年分所得税が140,000円の世帯)	在籍1人目	3歳未満児	44,500円	38,000円	44,500円
		3歳以上児	29,500円	35,000円	41,500円
	在籍2人目	3歳未満児	22,250円	19,000円	22,250円
		3歳以上児	14,750円	17,500円	20,750円
	在籍3人目	3歳未満児	4,450円	3,800円	4,450円
		3歳以上児	2,950円	3,500円	4,150円
最 高 額 幕別町 408,000円以上 更別村 510,000円以上 忠類村 408,000円以上	在籍1人目	3歳未満児	58,500円	65,000円	80,000円
		3歳以上児	30,500円	62,000円	77,000円
	在籍2人目	3歳未満児	29,250円	32,500円	40,000円
		3歳以上児	15,250円	31,000円	38,500円
	在籍3人目	3歳未満児	5,850円	6,500円	8,000円
		3歳以上児	3,050円	6,200円	7,700円
最 低 額 (市町村民税非課税世帯)	在籍1人目	3歳未満児	3,330円	6,000円	9,000円
		3歳以上児	2,400円	4,000円	6,000円
	在籍2人目	3歳未満児	1,660円	3,000円	4,500円
		3歳以上児	1,200円	2,000円	3,000円
	在籍3人目	3歳未満児	330円	600円	900円
		3歳以上児	240円	400円	600円

## 【その他の保育事業】

区 分		幕別町	忠類村
へき地保育所	カ 所 数	6カ所	1カ所
	保 育 料	3歳未満月額7,000円 3歳以上月額3,500円	下記の表のとおり
一 時 保 育	実 施 状 況	-	実 施
	利 用 料	-	2歳以上300円/時間 子育て支援センターで実施

## 【忠類村へき地保育所保育料】

区 分	3歳児未満	3歳児以上	ただし、本村に住所を有する保育児童2人以上を入所させた場合は第2子以降の保育料は月額額の2/3の額とする
生活保護法による被保護世帯	0円	0円	
村民税非課税世帯	5,500円	4,500円	
村民税均等割りのみ世帯	8,000円	7,000円	
村民税所得割3,000円未満世帯	11,000円	9,000円	
村民税所得割3,000円以上30,000円未満世帯	12,000円	10,000円	
村民税所得割30,000円以上60,000円未満世帯	13,000円	11,000円	
村民税所得割60,000円以上世帯	14,000円	12,000円	

## 幼稚園

公設幼稚園授業料(保育料)の比較です。

区 分	幕別町	更別村	忠類村
入園料	3,000円	3,000円	-
授業料(保育料)/月	6,500円	授業料 6,000円 延長保育 2,500円 特別保育 1,000円	-

## 給食費

3町村の給食費の比較です。

区 分		幕別町	更別村	忠類村
給食費 (年間)	小学校	36,860円 (@194×190日)	41,000円 (@200×205日)	40,000円 (@200×200日)
	中学校	44,650円 (@235×190日)	49,200円 (@240×205日)	47,600円 (@238×200日)

## ごみ収集

3町村のごみの収集回数や方法などの比較です。

幕別町・更別村は「十勝環境複合事務組合」に加入し帯広市の「くりりんセンター」で処分されています。忠類村は「南十勝3町村複合事務組合」に加入し、組合が管理運営する施設で処分されています。

区 分		幕別町	更別村	忠類村	リサイクルセンター	
家庭系 ごみ	可燃ごみ	市街地週2回 農村月1回	市街地週2回 農村週1回	市街地週2回 農村4週2回		幕別町
	不燃ごみ	市街地週1回 農村週1回	市街地週1回 農村週1回	市街地週1回 農村4週1回		更別村
	大型ごみ	市街地年2回 農村年2回	市街地年6回 農村年3回	市街地週2回 農村4週1回		
	金属ごみ	不燃ごみとして処理	市街地年2回 農村年2回	不燃ごみとして処理		
	資源ごみ	市街地週1回 農村週1回	市街地月2回 農村月2回	市街地週1回 農村4週1回		
収集方法	ステーション方式	市街地 軒先・ステーション 農村 ステーション	ステーション方式			
収集体制	委託	委託	委託	忠類村		
収集料金	可燃ごみ 不燃ごみ		10 容器 40円 20 容器 80円 30 容器 120円 45 容器 160円	南十勝3町村複合事務組合 で運営している。		
	大型ごみ		45L容器に収まらないもの 500円			

平成15年10月1日施行

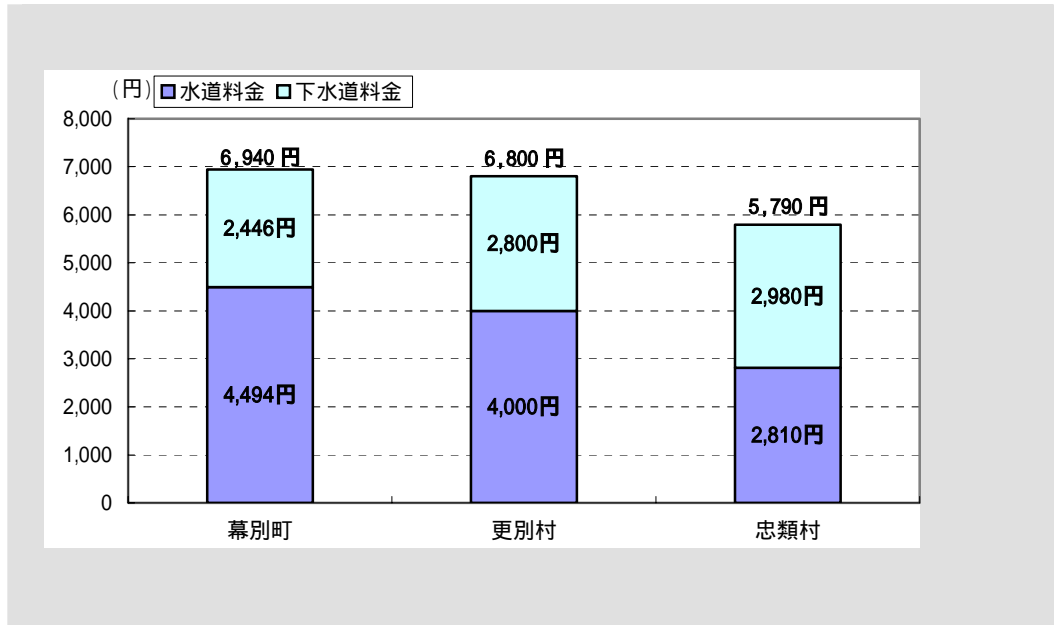
# 除雪

3町村の除雪車の出動基準や出動状況の比較です。

区 分		幕別町	更別村	忠類村	
除雪車出動基準 (降雪cm)	幹線道路	10cm	10cm	8cm	
	生活道路	10cm	10cm	8cm	
除雪の概要 (平成14年度)	除雪範囲	除雪車道 総延長	516.0km	235.0km	136.2km
		除雪車道率	74%	63%	82%
	除雪体制	貸与・借上車両 数	51台(貸与10台・借上41台)	7台(貸与4台・借上3台)	8台(貸与4台・借上4台)
	除雪費	委託料等総額	110,969千円	34,403千円	23,733千円

# 上・下水道

モデルケース(20m<sup>3</sup>/月を使用した場合)における3町村の水道・下水道料金の比較です。  
 忠類村では、更別村及び大樹町の水道を利用している世帯があります。



区 分		幕別町	更別村	忠類村
水道	基本料金	10m <sup>3</sup> まで2,467円	10m <sup>3</sup> まで2,000円	8m <sup>3</sup> まで1,130円
	従量料金 (1m <sup>3</sup> )	205円	200円	140円
下水道	整備方式	本町地区 単独公共下水道事業(S50~H20) 札内地区 流域関連下水道事業(S59~H22)	更別地区 特定環境下水道(H9~H20) 上更別地区 - 農業集落排水事業(H11~H15)	農業集落排水事業(H6~H12)
	普及率	83.9%	更別地区 78.3%	87.3%
	基本料金	10m <sup>3</sup> まで1,218円	10m <sup>3</sup> まで1,400円	8m <sup>3</sup> まで1,300円
	従量料金 (1m <sup>3</sup> )	122円	140円	140円
	農家地区の整備状況	個別排水処理施設整備事業(H8~H15)	個別排水処理施設整備事業(H14~H23)	個別排水処理施設整備事業(H12~H15)
	整備基数	282基	22基	47基
	使用料(月額)	人槽区分により 2,600円~13,600円	人槽区分により 4,000円~6,000円	2,560円

\* 3町村とも家事用で算出しています。